2023.6.20現在

【保育分野】 規制改革事項について

1. 国家戦略特区

＜特例措置＞

規制改革事項	概要	実現時期等	初活用自治体
地域限定保育士	**「地域限定保育士」の創設（政令市による当該保育士試験の実施を含む）** 保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。 地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。	2015年 7月 特区法成立	神奈川県、成田市、大阪府、沖縄県、仙台市
地域限定保育士（実施主体）	**多様な主体による地域限定保育士試験の実施** 地域限定保育士試験の指定試験機関について、公正、適正かつ確実な試験の実施を担保した上で、株式会社を含む多様な法人を活用可能とする。	2017年 6月 特区法成立	神奈川県
小規模認可保育所 （対象年齢）	**小規模認可保育所における対象年齢の拡大** 待機児童の多い特区において、現在、原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみの保育等を行うことを可能とする。 ※令和5年5月より、地域の実情を勘案して3歳以上の保育が必要な場合には、市町村の柔軟な判断により、0歳から5歳までの一貫した保育を行うことが全国で可能となった。	2017年 6月 特区法成立	成田市、大阪府
地方裁量型認可化移行施設	**地方裁量型認可化移行施設の設置** 「認可化移行施設」を基にして、待機児童が多い都道府県が保育の質の確保・向上を図りつつ、積極的に待機児童解消に取り組めるよう、保育所等への移行を希望する施設や保育士不足のため保育所等としての事業を休止した上でその再開を目指し、認可外保育施設として事業を継続する施設について、所要の講習・研修を経た保育従事者を一定割合配置する等、都道府県が自ら定める基準を満たした場合に支援を行うことによる保育の受け皿整備を可能とする。	2019年 4月 通知	―
認可外保育施設	**外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例** 利用する乳幼児の多くが外国人である認可外保育施設について“外国の保育士資格保有者”や“外国人児童の保育に知識経験を有する者”が十分な数だけ配置され、かつ日本の保育士資格保有者が1名以上いる場合は、有資格者の割合が3分の1未満であっても指導監督基準上の保育従事者の要件に適合したものとみなすことを可能とする。	2023年 1月 通知 2023年 2月 通知	

＜特例措置⇒全国展開＞

都市公園保育所	**都市公園内における保育所等設置の解禁** 保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。 ※初活用自治体：東京都他	2015年 7月 特区法措置 2017年 5月 都市公園法	
小規模認可保育所 （対象年齢）	**小規模認可保育所における対象年齢の拡大（3歳以上のみの保育以外）** 集団生活が困難であるなど地域の事情を勘案して必要な場合には、原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所において3歳以上の受入れを市町村が柔軟に判断できることとする。	2023年 4月 通知 2023年 5月 通知	

＜全国展開＞

小規模認可保育所	**小規模認可保育所に対するバリアフリー法の適合免除の明確化** 自治体がバリアフリー法の規定に基づき、条例により、保育所等を同法の基準の適合対象にしようとする場合に、共同住宅の用途変更により設置しようとする小規模認可保育所については、同基準を満たさなくてもよい旨を自治体が明確化できるよう、同法の合理的な運用を促すための措置を講じた。	2016年 6月 通知	
営業制限地域（保育所設置）	**風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する柔軟化** 風営法上の営業制限地域の指定に関し、保全対象施設として定める施設を地域の実情に応じて条例等で規定している事例（保育所等を規定していない例）や、保全対象施設の周囲であっても一部の地域を除外する旨条例等で規定している事例を紹介するなどして、営業制限地域の指定等の際には、地域の実情に応じて条例等で柔軟に設定できること等を踏まえて適切に対応するよう都道府県警察に対して指示。	2016年 10月 事務連絡	
保育士配置	**保育所等における保育士配置の特例** 保育所等における保育士配置について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことにより、保育士の数を1名とすることを可能とする。	2016年 4月 省令	
保育所整備（採光規定）	**保育所の円滑な整備等に向けた採光規定の緩和** 都市部における保育所の円滑な整備を後押しするため、既存のオフィスビル等の用途を変更し保育所が設置できるよう、建築基準法の採光のための窓に関する規定を見直す。	2018年 3月 告示	
男性育休	**男性の育児休業の取得促進（2）** ①育児休業中の就労は、子の養育をする必要がない期間について、一時的・臨時的に認められているが、育児休業中の就労について説明した旧リーフレットでは「一時的・臨時的就労」の例として、大災害が発生した場合など、例が2つのみとなっていたところ、育児休業期間中の一時的・臨時的な就労に係る事例等について整理し、周知を行った。 ②育児休業の取得申出期限・変更申出回数について、労使が合意の上、法を上回る措置（1ケ月を経過してからの申請や、2回以上の変更を認めること）を講じることは問題ないことの周知を行った。	①2020年12月 その他 参考 ②2019年12月 その他（35,37頁下段） 参考（07育児休業制度）	
保育士等配置（看護師）	**保育所等における看護師等の配置特例の要件緩和** 0歳児が4人以上在籍する保育所等（※1）において看護師等（※2）を1人に限り保育士等（※3）とみなすことができる措置に関して、保育士等と看護師等が相互にフォローする体制を確保しつつ同一の場所で合同に保育に当たること、看護師等が子育てに関する知識経験を有する者であること等を要件として、0歳児の在席人数を問わないこととする。 （※1）保育所、認定こども園、（※2）看護師、准看護師、保健師、（※3）保育士、保育教諭等	2022年 11月 省令 2022年 11月 事務連絡 2023年 2月 通知	

２．構造改革特区関係

特定事業（特定事業番号）	概要
公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。 （一部全国展開：3歳以上児に限り、平成22年6月から全国展開）
児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（939）	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。
公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（2001）	公立の幼保連携型認定こども園における3歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。